

入札参加資格審査申請の受付について（お知らせ）

総務部 契約検査室

和泉市では、令和4・5年度（有効期間：令和4年6月1日～令和6年5月31日）の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給・役務提供他の入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。

記

1. 申請用紙

令和3年12月13日（月）から、本市ホームページよりダウンロードできます。
なお、総務部契約検査室の窓口でも配布します。

2. 申請の時期等

(1) 市内業者及び準市内業者

（本市に本店のある業者及び本市に支店又は営業所のある業者）

| | |
|-------|---|
| ●申請日時 | 令和4年1月27日（木）から令和4年2月8日（火）まで |
| ●申請方法 | 郵送受付のみ。（当日消印有効） 「一般書留」、「簡易書留」または「レターパックプラス（赤色）」により郵送してください。 <u>（*窓口での受付は行いません。ご注意ください。）</u> |
| ●送付先 | 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所契約検査室 入札参加資格審査申請係 |

(2) 市外業者

| | |
|-------|---|
| ●申請日時 | 令和4年1月11日（火）から令和4年1月26日（水）まで |
| ●申請方法 | 郵送受付のみ。（当日消印有効） 「一般書留」、「簡易書留」または「レターパックプラス（赤色）」により郵送してください。 <u>（*窓口での受付は行いません。ご注意ください。）</u> |
| ●送付先 | 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所契約検査室 入札参加資格審査申請係 |

3. 提出書類

独自様式及び補足書類

詳細は、令和4・5年度 入札参加資格審査申請の配布書類に記載。

(令和3年12月13日(月)から、本市ホームページよりダウンロードできます。)

4. 資格要件

次の各号の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者。

市内・準市内業者については、本市の市税を滞納していないこと。

(3) 申請日時点において2年以上その事業を営んでいる者で、法令上必要とする免許・許可・認可・届出等を受けている者。

(4) 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく許可を受けている者。また、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けており、かつ、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値(P点)(以下「総合評定値(P点)」という。)の通知を受けている者。

市外業者で希望業種が「土木一式」「建築一式」の場合、希望業種の総合評定値(P点)が1,000点以上であること。

(5) 建設工事については、以下に定める届出の義務を履行している建設業者であること。
(ただし、当該届出の義務がない者を除く。)

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(6) 建設工事で、市内・準市内業者については、電子入札に参加するためのパソコンやインターネット環境及び「電子証明書(ICカード)」を所有していること。

※ICカードについて

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカードをいう。

電子的な証明書を格納しており、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(7) 測量・建設コンサルタント等については、法令上必要とする登録を受けている者。

5. 留意事項

(1) 有効期間について

令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間。

(ただし、指名通知日(公募型指名競争入札の場合は公表日)が令和4年5月31日までの案件については、令和2・3年度の有資格業者で行います。)

(2) 実態調査について

市内業者・準市内業者の認定基準(平成19年11月制定)第4条に基づき、契約検査室職員が実態調査を行う場合があります。

6. 電子入札について

令和4年4月以降に発注する、市内・準市内業者を対象とした建設工事案件の入札は、原則として電子入札システムで行います。電子入札の詳細な説明は令和4年1月頃、システム本格稼働前のテスト入札は令和4年2月から3月頃に実施を予定しています。詳細については、市ホームページにて後日お知らせします。

なお、測量・建設コンサルタント等の入札及び物品供給・役務提供他の入札及び契約検査室以外が行う入札は、電子入札では実施しません（街路樹管理業務委託及び除草管理業務委託は電子入札の予定）。

| 建設工事 | 入札方式 | 市内・準市内業者 | 市外業者 |
|------|-----------|-------------|------|
| | 公募型指名競争入札 | 電子入札 | — |
| | 指名競争入札 | 電子入札 | 郵便入札 |
| | 制限付一般競争入札 | 郵便入札 | 郵便入札 |

7. 市内・準市内業者（建設工事）について

(1) 公募型指名競争入札について

- 令和4年4月から、土木一式C等級、建築一式B等級、電気B等級、管B等級、造園B等級、舗装B等級に格付けされた案件の入札方法を、指名競争入札から原則として公募型指名競争入札に変更します。
- 公募型指名競争入札において、準市内業者の年間受注件数（6月1日から翌年5月31日まで）は各等級区分につき1件までです。ただし、各等級区分で格付けされた登録業者数が20者に満たない等級区分については、従来通り、受注件数に制限はありません。

| 対象等級 | 入札方式（変更前） | 入札方式（変更後） |
|----------------------------|-----------------------|------------------|
| 土木A・土木B・建築A・電気A・管A・造園A・舗装A | 公募型指名競争入札 | 公募型指名競争入札 |
| 土木C・建築B・電気B・管B・造園B・舗装B | 指名競争入札 | 公募型指名競争入札 |
| 解体 ※7（13）参照 | 公募型指名競争入札 又は指名競争入札 | 公募型指名競争入札 |
| その他工種 | 指名競争入札 | 指名競争入札 |

- 同日に同一業種で複数の案件の入札があった場合について、令和4年4月から、取抜け方式を改正します。詳細については、後日お知らせします。

(2) 希望業種についての注意事項

- ・希望業種の第一希望・第二希望の組み合わせに制限はありません。
- ・希望業種の有効期間中の変更はできません。
- ・等級格付を行う業種は、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「造園」「舗装」の6業種です。
- ・指名通知日（公募型指名競争入札の場合は公表日）が令和4年4月から5月末の案件については、令和2・3年度の登録業者で「令和3年度業種別の等級格付及び工事設計金額表」に基づき実施します。
等級格付の詳細については、市ホームページで確認願います。
（各種要綱等について「和泉市建設工事業者格付要綱（2021年4月1日更新）」）

(3) 発注業種について

公共工事の適正な施工及び経営事項審査の公正な審査の確保のため、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「造園」「舗装」の6業種以外の専門業種の工事については、その専門業種の登録業者から優先的に発注します。

(4) 技術者の届出について

市に登録しようとする技術者については、工種毎に資格者証明書又は実務経験証明書の提出が必要です。また、営業所専任技術者については、その証明として、専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の提出が必要です。（詳細は、令和4・5年度入札参加資格審査申請の配布書類に記載。）

(5) 市内一円維持工事（単価契約）について

「土木一式」又は「舗装」を第一希望として登録している市内業者から選定します。

(6) 市内一円管渠浚渫工事（単価契約）について

「浚渫」の建設業許可業者でかつ、当該工事の総合評定値（P点）を有する市内・準市内業者から選定します。

(7) 道路反射鏡設置工事（単価契約）について

「土木一式」を第一希望、「とび・土工工事業」（総合評定値（P点）を有すること）を第二希望として登録している市内業者又は「とび・土工工事業」を第一希望（総合評定値（P点）を有すること）として登録している市内業者から選定します。

(8) 道路清掃業務委託について

役務登録大分類(屋外施設保守管理)小分類（土木施設管理）に登録しており、営業種目の主要な業務欄に「路面機械清掃」等（路面清掃車両による清掃）の記載のある市内業者から優先的に選定します。

(9) 街路樹管理業務委託について

業務委託ですが、電子入札で実施します。また、同日に複数の案件の入札がある場合、並びに同業務委託において資料配付日が同日で複数日において入札がある場合、公募型指名競争入札と同様に取抜け方式を採用します。詳細については、後日お知らせします。

(10) 除草管理業務委託について

業務委託ですが、電子入札で実施します。また、同日に複数の案件の入札がある場合、並びに同業務委託において資料配付日が同日で複数日において入札がある場合、公募型指名競争入札と同様に取抜け方式を採用します。詳細については、後日お知らせします。

(11) 水道工務課発注の本管工事について

主たる工事が内径300mm以上の場合は、下記のとおり業者選定します。
ただし、橋梁添架工事等については、「管」で等級格付されている業者から選定します。

ア. 配水管布設工事は、以下の①又は②の業者から選定します。

①「土木一式」と「管」の両方で等級格付されている業者

②「土木一式」で等級格付されている業者で、「水道施設工事」の総合評定値（P点）の通知を受けている業者

イ. 送水管布設工事は、以下の①又は②の業者から選定します。

①「土木一式」と「管」の両方で等級格付されている業者

②「土木一式」で等級格付されている業者で、「水道施設工事」の総合評定値（P点）の通知を受けている業者

(12) ガス管のみ改修工事について

建設工事で希望業種を「管」で登録する業者のうち、ガス管のみ改修工事の入札参加を希望する市内・準市内業者から選定します。

入札参加希望確認書提出後の希望内容の変更については、随時受付します。

(13) 解体工事について

土木一式又は建築一式で等級格付（第一・二希望業種）されており、かつ、「解体工事業」の建設業許可と総合評定値（P点）を有する業者を対象とします。

申請できる案件は、設計金額及び等級格付に応じて決定されます。

【注意】

平成27年度までに合格した1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築・躯体）等の資格を有する者

が解体工事の主任技術者又は監理技術者になるためには、登録解体工事講習を修了するか、解体工事に関し1年以上の実務経験が必要です。(詳細は、国の通知等をご確認ください。)

(14) 主任技術者及び現場代理人配置の緩和について

市が発注する建設工事のうち、当初設計金額(税込)3,500万円未満の案件については、原則2件まで兼任を可能としています。

詳細については、市ホームページで確認願います。(入札・契約制度等の見直しについて「(お知らせ)主任技術者及び現場代理人の兼任等に係る取扱いについて(2018年12月21日更新)」)

8. 物品供給・役務提供他について

(1) 役務提供他について

施設等の修理については、原則として役務提供他の「営繕・修理」に登録の業者から選定しますので、希望される業者の方は、希望種目を「営繕・修理」にて提出してください。

【 問合せ先 】

和泉市役所 総務部契約検査室

電話：0725-99-8111

(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

0725-99-8112

(物品供給・役務提供他)